

(案)

令和 年度北海道開発局短期職場体験実習に関する協定書

北海道開発局開発監理部長（以下「甲」という。）と〇〇大学長（以下「乙」という。）は、〇〇大学所属の学生を対象とした短期職場体験実習（以下「実習」という。）の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、令和 年度中に北海道開発局において〇〇大学所属の学生（以下「実習生」という。）が実習を行うに当たり、学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成するとともに、北海道開発行政に対する理解を深めさせるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（実習実施機関）

第2条 実習の実施機関は、本局及び開発建設部（以下「実習実施機関」という。）とする。

（実習生の資格要件、推薦及び決定等）

第3条 実習生は、乙が、意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、日本国籍を有さない者及び正当な事由なくして休学している者は、原則として、実習生になることができないものとする。

2 乙は、前項に基づき推薦した者を甲に通知するものとする。

3 甲は、乙から前項の通知があったときは、受け入れる実習生を選考及び決定し、実習生の受入箇所、期間及び実習内容を乙に通知するものとする。

（実習実施に係る基本的役割等）

第4条 甲は、実習に当たり、実習生に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 乙は、実習生に対し、本協定に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行うものとする。

（実習中における遵守事項等）

第5条 乙は、実習生に対し、実習時間中は専ら所定の実習に従事させ、実習目的の達成に努めさせなければならない。

2 乙は、実習生に対し、実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令を遵守させ、受入箇所の長が指名した指導員（以下「指導員」という。）の指導、指示等に従い実習に専念させるとともに、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わせてはならない。

3 実習生が実習を行う時間は、午前9時30分から午後4時30分までとし、このうち午後0時から午後1時までは休憩時間とする。ただし、実習実施機関の長が必要と認める場合においては、実習生の合意のもと、上記の時間以外において実習を行えるものとする。

4 乙及び実習生は、実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 乙は、実習生が実習の成果として論文等を外部に発表等する場合には、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

6 乙は、実習生に対し実習内容に関する報告書を、実習終了後1か月以内に作成させ、これを甲に提出するものとする。

7 実習生の欠務は、原則これを認めないこととし、病気、災害その他やむを得ない事由により実習を受けることができない場合には、実習生は、あらかじめ指導員にその旨を連絡しなければならない。この場合において、やむを得ない事由によりあらかじめ連絡することがで

(案)

きないときは、事後において速やかに、指導員にその旨を連絡しなければならない。

8 実習生としてふさわしくない行為があった場合には、甲は、実習を打ち切ることができるものとする。この場合において、実習を打ち切ったときは、甲は、速やかに、乙にその旨を通知するものとする。

9 実習生の懲戒、賠償等に関する責任は、乙が負うものとする。

(誓約書の提出)

第6条 乙は、前条に規定する実習期間中の服務規律の遵守に係る誓約書を、あらかじめ実習生に作成させ、これを甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 実習生が実習のために要する一切の費用は、実習生又は乙の負担とする。

(事故への対応等)

第8条 実習生又は乙は、原則として、あらかじめ学生教育研究災害傷害保険、インターンシップ等賠償責任保険その他の実習に当たり必要な保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

2 実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てるほか、乙が必要な手続を行い、誠意をもって問題の解決に当たるものとする。

3 実習生が北海道開発局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償するものとする。

(その他)

第9条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 国土交通省
北海道開発局 開発監理部長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 ○○大学長 印

誓 約 書

北海道開発局 開発監理部長 殿

北海道開発局において実習を受けるに当たり、実習生として下記のとおり誓約します。

記

- 1 実習期間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 実習期間中は、国家公務員が遵守すべき法令を遵守し、指導員の指導、指示等に従い実習に専念するとともに、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行いません。
- 3 北海道開発局における実習を通じて知り得た情報（公開されているものを除く。）は、漏洩しません。実習終了後においても同様とします。
- 4 実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、あらかじめ、教育機関を經由して、北海道開発局開発監理部長の承諾を受けます。
- 5 実習終了後1か月以内に、実習内容に関する報告書を作成し、教育機関を經由して、これを北海道開発局開発監理部長に提出します。
- 6 病気、災害その他やむを得ない事由により実習を受けられない場合には、あらかじめ、指導員にその旨を連絡します。この場合において、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ連絡することができないときは、事後において速やかに、指導員にその旨を連絡します。
- 7 実習期間中における障害、損害等に関しては、教育機関と共に、誠意をもって問題の解決に当たります。

令和 年 月 日

教育機関名

学生氏名